

大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱

(通則)

第1条 国が定める高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項の規定に基づく高等学校等学び直し支援金（以下「学び直し支援金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 大阪府は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第2条に規定する高等学校等のうち国（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人及び国立大学法人を含む。）及び地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人を含む。）以外の者の設置するものであって、大阪府内に所在する高等学校等（以下「私立高等学校等」という。）に在学する生徒（以下「生徒」という。）がその授業料に充てるために学び直し支援金の支給を受けることにより、私立高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(設置者への委任)

第3条 生徒は、学び直し支援金の受領及び受領に必要な事務手続きについては、私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）に委任するものとする。

(交付対象)

第4条 この要綱に定める学び直し支援金の交付対象は、次の各号の全てに該当する生徒のうち、大阪府教育長（以下「教育長」という。）による受給資格の認定を受けた者（以下「受給資格認定者」という。）に代わって学び直し支援金を受領する設置者とする。

- 一 日本国内に住所を有する者
- 二 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業又は修了していない者
- 三 法第3条第2項第2号に該当する者
- 四 平成26年4月1日以降に高等学校等に入学した者（高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）に係る新制度の対象者であった者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）による改正後の法第5条に規定する就学支援金の受給権者であった者又は同法第3条第2項第3号に該当することに

より就学支援金の受給資格の認定を受けなかった者（同号に該当することを予測し、就学支援金の受給資格の認定を申請しなかった者を含む。）をいう。）に限る。）

五 高等学校等を退学したことがある者

六 学び直し支援金の支給を通算して12月（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号。第6条において「令」という。）第2条第1項第1号に規定する高等学校等定時制課程等にあつては24月）以上受けていない者

七 学び直し支援金を受給しようとする者が、生徒が履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等（この号において「単位制高等学校等」という。）に入学した者である場合は、当該単位制高等学校等の卒業に必要な単位として当該単位制高等学校等から認定を受けた単位数、当該単位制高等学校等における就学支援金の支給対象単位数及び学び直し支援金の支給対象単位数の合計が74を超えていない者

八 保護者等の経済的負担を軽減する必要があると認められる者（法第3条第2項第3号に該当しない者）

2 前項第3号の規定は、法第3条第2項第2号に該当しない者であつて、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号。以下「省令」という。）第7条第4項に規定する単位数の合計が74を超える者については適用しない。

（受給資格の認定等）

第5条 第4条第1項の受給資格の認定その他必要な事項については、別途、教育長が定めるものとする。

（交付額）

第6条 学び直し支援金は、受給資格認定者がその初日において私立高等学校等に在学する月について、月を単位として支給されるものとし、その額は、一月につき、在学する私立高等学校等の授業料の月額に相当する額（その額が別表の支給限度額を超える場合にあつては、支給限度額）とする。

2 受給資格認定者のうち、その保護者の収入の状況に照らして特に当該保護者等の経済的負担を軽減する必要があるものに対して支給される学び直し支援金に係る前項の規定の適用については、同項中「支給限度額」とあるのは、「支給限度額に加算額を加えた額」とする。

3 設置者に交付する学び直し支援金の額は、前二項に定める学び直し支援金の額を私立高等学校等に在学する全ての受給資格認定者について合算した額とする。

（学び直し支援金の交付の申請）

第7条 学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、様式1による大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を、教

育長に対し、その定める期日までに提出するものとする。

(学び直し支援金の交付の決定及び通知)

第8条 教育長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、学び直し支援金を交付すべきものと認めたときは、学び直し支援金の交付を決定するものとする。

2 教育長は、学び直し支援金の交付を決定したときは、その内容及びこれに付した条件を、設置者に通知するものとする。

3 第1項の交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、交付申請書が大阪府に到達してから30日とする。

(学び直し支援金の交付の条件)

第9条 学び直し支援金の交付決定に付する条件は、次に掲げるものとする。

一 受領した学び直し支援金をその有する当該受給資格認定者の授業料に係る債権の弁済に充てるとともに、学び直し支援金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、学び直し支援金の授受に関するすべての関係書類とともに学び直し支援金を受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

二 学び直し支援金の交付に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

三 その設置する私立高等学校等の授業料の額を変更したときは、授業料の額を証明する書類(学則その他)の写しを速やかに教育長に提出しなければならない。

四 その設置する私立高等学校等に在学する受給資格認定者に対して、その授業料を減免したときは、その旨を速やかに教育長に届け出なければならない。

(交付の変更)

第10条 設置者は、第8条第1項の交付決定の内容を変更しようとするときは、あらかじめ様式2による大阪府私立高等学校等学び直し支援金変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を得なければならない。

2 教育長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

4 教育長は、学び直し支援金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を設置者に通知するものとする。

(実績報告の提出)

第11条 設置者は、学び直し支援金の交付を受けた年度の3月31日までに、様式3による大阪府私立高等学校等学び直し支援金実績報告書を教育長に提出しなけ

ればならない。

(学び直し支援金の額の確定及び通知)

第 12 条 教育長は、前条の実績報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告内容が学び直し支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき学び直し支援金の額を確定し、当該設置者に通知するものとする。

(学び直し支援金の交付の時期)

第 13 条 学び直し支援金の交付は、原則として前条の規定により交付すべき学び直し支援金の額を確定した後に行うものとする。ただし、教育長が必要であると認める場合は、学び直し支援金の全部又は一部について概算払することができる。

2 前項ただし書の規定による学び直し支援金の交付を受けようとする設置者は、様式 4 による大阪府私立高等学校等学び直し支援金支払請求書を教育長に提出しなければならない。

(学び直し支援金の返還)

第 14 条 教育長は、第 12 条の規定による学び直し支援金の額の確定をした場合において、すでにその額をこえる学び直し支援金が交付されているときは、期限を定めて、返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 教育長は前項の場合において、やむを得ない理由があると認めるときは、当該延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(交付決定の取消等)

第 15 条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 8 条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

一 設置者が、法令、本要綱、学び直し支援金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合

二 設置者が、交付を受けた学び直し支援金を学び直し支援金の支給以外の用途に使用した場合

三 設置者が、学び直し支援金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適當な行為を行った場合

四 交付の決定後生じた事情の変更等により、学び直し支援金の全部又は一部が必要でなくなった場合

2 教育長は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した学び直し支援金の

うち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。

- 3 教育長は、第1項第1号から第3号までの事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による学び直し支援金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る学び直し支援金を設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき学び直し支援金を設置者が納付するまでの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく学び直し支援金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第2項から第4項の規定を準用する。
- 5 前項の規定は、交付すべき学び直し支援金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 教育長は、学び直し支援金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を設置者に通知するものとする。

(設置者の責務)

第16条 設置者は、学び直し支援金の交付に関する事務を適正に行うとともに、それにより知り得た個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する府の施策に協力しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項及び学び直し支援金の交付に関し必要な事項は、別途、教育長が定めるところによる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月14日から施行し、平成28年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 公益財団法人大阪府育英会運営補助金交付要綱等を廃止する要綱の施行の日の前日において、大阪府私立高等学校等学び直し支援金交付要綱（平成27年8月28日施行）第4条第1項に規定する知事による受給資格の認定を受けた者については、本要綱の適用の日において教育長による受給資格の認定を受けた者とみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月18日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月7日から施行し、令和2年度の事業から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前から学び直し支援金の受給資格の認定を受けている者については、第4条第1項第6号及び第7号の規定は、令和2年7月1日から適用する。

(別表)

		定額授業料の場合	単位制授業料の場合
高等学校 全日制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 定時制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
高等学校 通信制	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
中等教育学校 後期課程	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
特別支援学校 高等部	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—
高等専門学校 (1～3学年)	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—
専修学校 高等課程・一般課程 昼間学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 夜間等学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
専修学校 高等課程・一般課程 通信制学科	支給限度額	9,900 円/月	4,812 円/単位 ※通算 74、年間 30 単位まで
	加算額	14,850 円/月	7,218 円/単位
各種学校	支給限度額	9,900 円/月	—
	加算額	14,850 円/月	—